

ひとり親家庭等への福祉サービス

お問い合わせ先　子ども子育て課　☎0548-23-0071
就学援助費は教育総務課　☎0548-53-2642

ひとり親家庭等医療費助成

医療機関で受診した場合、保険診療にかかった医療費の自己負担分について助成する制度です。

対　象　20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、両親のいない児童を養育している養育者とその児童

※世帯及び同居家族に所得税が課税されている方がいる場合は、対象になりません。
※受給者証交付申請書を提出した翌日から医療費が助成されます。
※こども医療費助成の対象の児童は、そちらが優先されます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金

就学支度資金

扶養している子どもが、小・中・高等学校等、並びに短大、大学等、修業施設へ入学、入所する際に必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。
※小学校、中学校は定額、高校以上は校種別、公私立別通学条件により貸付金額が異なります。

修学資金

扶養している子どもが、高校、大学等に修学するのに必要な経費を貸し付けます。

※貸付にあたっては、事前に審査があります。
※学年別、公私立別、通学条件によって貸付金額が異なります。



児童扶養手当

事情により父親または母親と一緒に生活できない子どもの健やかな成長と生活の安定をめざした手当です。

対　象

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、または両親のいない子どもを養育している養育者で、支給要件を満たす方

<本体額> R8.4月時点の手当額
全部支給　48,050円/月
一部支給　48,040円～11,340円/月

<第2子以降加算額>
全部支給　11,350円
一部支給　11,340円～5,680円

支給月　奇数月(年6回)

※請求者および請求者と同居している扶養義務者の前年所得により、支給額が決定します。また、手当額は、物価の変動等の要因により改定される場合があります。
※申請条件、必要書類等があるので、事前に相談が必要です。

就学援助費

経済的な理由により就学に係る経費の負担が困難な世帯に対し、学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費等を援助する制度です。

対　象

(1)生活保護法に規定する要保護世帯
(2)生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮しているため、就学困難と認定した準要保護世帯

お問い合わせ先　教育総務課
☎0548-53-2642

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、技能や資格を取得するために指定訓練講座を受講し、修了した場合にかかった経費の一部を支給します。

対　象　市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父であって支給要件を満たす方

※この制度を受けるには、事前相談が必要です。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため、半年以上養成機関で修業する場合、一定期間について、職業訓練給付金を支給します。
また、養成課程の修了後に、修了支援給付金を支給します。

対　象　市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父で、支給要件を満たす方

※この制度を受けるには、事前相談が必要です。

離婚前後家庭支援事業

養育費は、ひとり親家庭の生活の安定と、こどもの健やかな成長を図る大切なものです。
養育費の取り決めに関する費用や、養育費の確保のための費用を一部助成します。

養育費取決支援金

公正証書作成や、家庭裁判所への調停申立てに関する費用の一部を助成します。

養育費確保支援金

養育費の立替サービスを提供する保証会社を利用した際の保証料等を助成します。

詳しくは子ども子育て課にお問い合わせください。

ひとり親家庭等子育て支援助成金（ファミリー・サポート・センター）

ひとり親家庭がファミリー・サポート・センターを利用した場合、支払った利用料を一部助成する制度です。

対　象　児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

※助成を受けるには、毎年申請が必要です。

放課後児童クラブ利用支援事業

ひとり親家庭の児童クラブの利用料を軽減する事業です。

対　象　児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

※申し込み時に、児童扶養手当受給者証のコピーを提出してください。



